

病院局職員の懲戒処分について

次のとおり職員に懲戒処分を行いました。

1 所 属	県立病院
2 職 階	係長級（看護師）
3 年 齢	44歳
4 性 別	女性
5 事案の概要	令和5年10月13日（金）午後7時9分頃、勤務終了後、帰宅のため自家用車を運転中、三木町内の道路を進行するに当たり、進路の安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務を怠った過失により、横断歩行中の歩行者を発見しブレーキを踏むも間に合わず衝突し、死亡させた。 令和6年1月11日（木）、運転免許取消処分（欠格期間1年間）を受けるとともに、令和6年4月4日（木）、過失運転致死による罰金70万円の略式命令を受けた。
6 処分の内容	減給10分の1 3月
7 処分の時期	令和6年5月14日